

公的研究費の管理・監査体制と不正防止計画の策定について

ヤマザキ学園大学では、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2014年2月18日改正）をもとに、公的研究費の適正な運営・管理および責任体制と、公的研究費の使用に関する規程を定めて、日頃より不正防止に努めています。

2014年度中に、検収の対象範囲、検収実施者、検収方法を改善し、公的研究費の運営・管理体制を強化しました。

「ヤマザキ学園大学は、不正防止体制に基づく不正防止計画を定め、公的研究費を含む経費支出の運営・管理について透明性と信頼性を確保し、動物愛護の精神に則り、教育理念である『生命を生きる』を踏まえて、活動のさらなる充実、発展に努める。」という基本方針に沿い、不正防止活動に努めてまいります。

学長 山崎 薫

機関内の責任体系の明確化

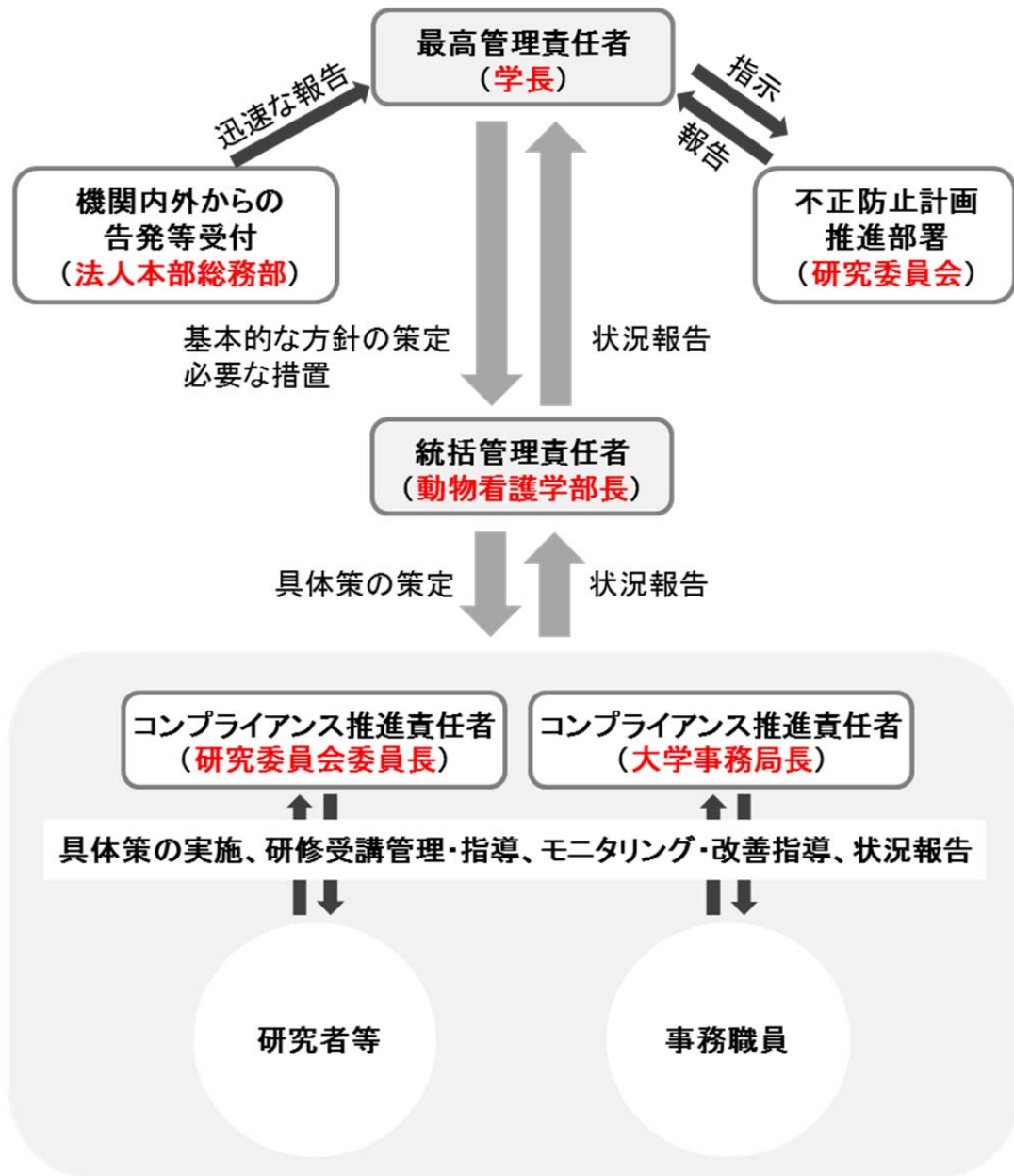
学長は、最高管理責任者として、本学全体を統括し、研究費等の運営・管理について最終責任を負います。

動物看護学部長は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持ちます。

研究委員会委員長、大学事務局長は、コンプライアンス推進責任者として、本学内の学部、事務局等における研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持ちます。

研究委員会は、不正防止計画推進部署として、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認します。

ヤマザキ学園大学における公的研究費の管理・監査等責任体系図



公的研究費の運営・管理に関する行動規範

本学は、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、大学の学術研究業務に対する社会の信頼を確保するため、研究等を遂行する上での行動（態度）の基準を行動規範として定めています。

ヤマザキ学園大学における公的研究費の運営・管理に関する行動規範 を参照

適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

本学は、「ヤマザキ学園大学公的研究費取扱規程」を定め、すべての研究者（研究に関わる学生を含む。以下「研究者等」という。）及び事務職員に対して周知をしています。統括管理責任者である動物看護学部長は、適切なチェック体制が保持できるように、常に同規程の見直しを行い、必要に応じて規程の改正を諮り、また学部では、教授会において、規程の遵守に関して周知する体制を確立しています。

情報の伝達を確保する体制の確立

本学では、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、研究者等及び事務職員に対し、研究費使用ルールその他の関係法令及び学内関連諸規則を遵守しなければならないこと等の説明を繰り返し行い、その浸透を図っています。

公的研究費の執行に関するルールの相談は、事務局が受け付け、対応しています。

不正行為への厳格な対応並びに法令違反等に対するけん制及び早期発見のために、不正行為に関する通報若しくは情報提供又は告発（以下「通報等」という。）を受け付ける窓口（以下「窓口」という。）を、法人本部総務部内に設けています。

通報を受け付けた場合、窓口では、迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築することを「ヤマザキ学園大学における公的研究費等の不正防止計画」において規定しています。

また、職員等が公益通報を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも被ることがないように、必要な措置を講ずるとともに、通報者等の職場環境又は修学環境の保全に努めなければならないと規定されています。

調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

不正に係る調査の手続き及び運用については、「ヤマザキ学園大学公的研究費取扱規程」において規定されています。

また、同規程では、最高管理責任者が必要と判断した場合に、本学に所属しない第三者を含む調査委員会を設置すると規定されています。

さらに同規程には、調査に応じた本学の措置として、「不正使用が認定された研究者等の処分は、学校法人ヤマザキ学園就業規則に則り行う。」「最高責任者は、必要に応じて告発を受けた研究者等の公的研究費の使用停止を命ずるものとする。」と定めています。

不正防止計画の策定・実施

不正発生要因の把握と不正防止計画の策定

本学では、不正発生の要因は、研究者等個人の意識の問題とともに研究機関における研究費の管理体制の問題と捉えて、「ヤマザキ学園大学における公的研究費等の不正防止計画」を策定し、全学で計画の実施に努めています。

税金を原資とする公的研究費であるにもかかわらず、研究者等個人が確保した資金であるとの誤った認識を持つことなく、研究者等がそれぞれの研究の意義や社会的影響を十分に自覚した上で、倫理観を持って研究活動を行うことが重要であると考えています。

また、たとえ意図した場合でなかったとしても、不正が起こる可能性があるという認識の元、組織的に「不正行為」の芽を摘む環境を作っていくべきであると認識しています。

研究委員会は、研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署として、不正防止計画の策定・実施を行います。

不正防止計画は、最高管理責任者である学長の下で、定期的に点検・評価され、より効果的な不正防止活動の実施に向け、定期的に不正防止計画の見直しが行われています。

ヤマザキ学園大学における公的研究費等の不正防止計画 を参照

研究費の適正な運営・管理活動

本学では、不正につながりうる問題が捉えられるよう、学外公認会計士等の第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを整備しています。

不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針として、「ヤマザキ学園大学公的研究費取扱規程」第 21 条（取引業者への対応）に、「不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講ずる。」と定めています。

コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の実施及び受講状況の管理・監督を行うとともに、研究費の適切な使用等に対する意識の向上に努めるため、公的研究費の使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、その規則等の整備に努め、情報の伝達、啓発のための説明会を開催します。

点検活動

事務局は、公的研究費に関する効果的なモニタリングおよび検収業務を実施します。また、法人本部総務部長は、監事及び公認会計士と連携を図りつつ、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施します。

加えて、研究費執行の検証及び点検機能をより実効性あるものとするため、上記個別

モニタリング等の他、法人本部総務部による監査を実施し、必要に応じて法人本部総務部が行う公認会計士による外部監査等を受けるものとします。

ヤマザキ学園大学公的研究費取扱規程 を参照